

税務課からのお知らせ

(1)家屋の取壊し

固定資産税は、1月1日に土地・家屋を所有している方に1年分の税金が課税されます。

そのため、年内に家屋（居宅・店舗・倉庫・物置・車庫・外便所など）を取壊し（一部取壊しを含む）ても、年内中に連絡がない場合には、来年度も引き続き課税されたままとなってしまいます。

取壊した家屋への課税を防ぐためにも、取壊しをした場合には、すぐにご連絡ください。連絡後、職員が取壊しの確認に伺います。

(2)市内に事務所などを新增設したときの固定資産税優遇措置について

市内の産業の活性化と雇用機会の創出を図るため、市内に事務所（事務所など）を新增設した法人などに対して、固定資産税を免除する措置があります。

●対象資産

平成17年9月30日～平成23年3月31日までに、市内において新增設した事務所など（風俗営業などを除く）に使用する固定資産（土地・家屋・償却資産）

①土地

⇒新增設した事務所などの敷地部分（土地の取得の翌日から起算して1年以内にその土地を敷地とする家屋の着手があったもの）

②家屋

⇒新增設した事務所などの部分（増設の場合は増設の部分のみ。移転の場合は移転前の床面積を超えた部分のみ）

③償却資産

⇒新增設した事務所などに係るもの

●免除期間

当該家屋の取得日の翌年度から3年間

●適用要件（市税などの滞納がなく、次のいずれかに該当すること）

①事業者の従業員数を10人以上増加させること

②貸借を目的とする事務所などの新增設であって、新增設後の事務所などを使用する事業者の従業員数を20人以上増加させること

③地方公共団体が造成した工業団地内などに新增設したもの

●申請時期

各年1月4日～31日

◆問い合わせ先

市伊奈庁舎税務課 ☎ 58-2111
(1)については、内線1133、1134
(2)については、内線1132～1135

土浦税務署からのお知らせ

☆決算説明会の開催☆

開催日	会場	対象者
12月12日(火) 午後1時30分～3時30分	土浦合同庁舎第一分庁舎 3階第4会議室 (土浦市真鍋5-17-26)	白色申告者で 農業所得のある方
12月13日(水) 午前10時～正午、 午後1時30分～3時30分		白色申告者で 営業所得のある方

◆問い合わせ先

土浦税務署個人税課税部門
☎ 029-822-3516

※なお、当日は一般的な資産税関係（譲渡、贈与）の説明も行います。